

Ⅵ 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり

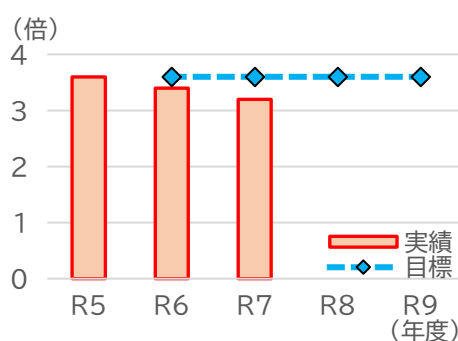
1 かながわの人づくりを担う教職員の確保・育成の計画的な推進

① 多様で優秀な教職員の確保と指導力の高い教職員の育成

取組1 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験の充実

- 主な取組
- ・ 大学生に対する直接的な働きかけとして、全国の大学等延べ111校で説明会を実施し、2,099名が参加した。
 - ・ 公立小学校（政令市を除く）を対象として、年2回目となる秋期試験を引き続き実施した。
 - ・ 採用試験の全校種の応募倍率は3.2倍となった。

【教員採用候補者選考試験の応募倍率（県教職員人事課調べ）（再掲）】



【単位:倍】

年度	R5	R6	R7	R8	R9
目標	—	3.6	3.6	3.6	3.6
実績	3.6	3.4	3.2		
達成率 (%)	—	94.4	88.8		

○達成率: $3.2 \div 3.6 \times 100 = 88.8\%$

今後の取組方針

- ・ 全国的に採用試験の応募者数は減少傾向にあるが、大学と引き続き連携するとともに、特別選考「国公立学校正規教員」の新設や、秋期試験の対象校種を特に応募倍率の低い県立・市立特別支援学校（政令市除く）へ変更するなど、教員採用試験の改善に継続して取り組むとともに、働き方改革を加速化することで、教員確保に努めていく。

取組2 障害者雇用の促進

主な取組

- ・ 令和7年6月1日現在の障害者雇用率が2.42%となり、法定雇用率（2.7%）は未達成となったが、教員、行政事務職員等の障害者採用選考を実施し、合計10名を採用した。
- ・ 多様な雇用形態による「神奈川県教育委員会サポートオフィス」において、265名を採用し、一部は年度途中から採用するなど、障害者雇用の取組を進めた。

今後の取組方針

- ・ 令和8年7月に、法定雇用率が引き上げられたことから、法定雇用率を達成できるよう、引き続き職員数の確保に努めるとともに、「第2期 神奈川県教育委員会障害者活躍推進計画」に基づき、働きやすい職場づくりに向けて、相談体制の周知や職員の障害理解の促進を図り、障害のある職員への巡回相談の拡充など、相談支援体制の充実により、定着に向けた取組も併せて推進する。
- ・ 障害のある教員の採用に当たり、大学等の教員養成機関において教員をめざす障害

	者の割合が少ないという、全国共通の課題がある。そのため、各都道府県の課題や取組状況などについて共有するとともに、引き続き、教員養成課程を有する大学等に対する障害者の積極的な受入れや障害特性に合わせた教材開発などについて、国への働きかけを行う。
取組3 かながわティーチャーズカレッジ⁴¹の実施	
主な取組	・ 教員志望者の教職への意欲と教員としての基礎的な力の向上を図るため、「かながわ教育学講座」や「実践力向上講座」等を実施し、389名が参加した。 ・ 「神奈川県教育について知り、教員の仕事について学ぶことができましたか」という受講者アンケートの肯定的な回答が100%となった。
今後の取組方針	・ 特別選考の対象となる教科の拡大について、該当する免許が取得できる大学等に引き続き積極的に周知する。 ・ 神奈川県教育について理解を深め、教員に求められる資質の向上を図るため、引き続き講座内容の充実を図る。
取組4 フレッシュティーチャーズキャンプ⁴²の実施	
主な取組	・ 県外の採用予定者も参加できるように、オンラインで実施した。 ・ 「教員生活をスタートするに当たっての不安や疑問を共有し、その解消または軽減をすることができましたか」という受講者アンケートの肯定的な回答が95.5%となった。 ・ 「教育職員免許法の特例法」を受けて、教育実習を実施していない新規採用予定者及び小学校の採用予定者を対象に最大5日間の赴任予定校研修を実施し、希望者20名が受講した。
今後の取組方針	・ 採用予定者の不安や疑問を軽減できるよう、引き続き研修内容の充実を図る。
取組5 高校生のための教職セミナー⁴³の実施	
主な取組	・ 教員に興味・関心を持つ県内の高校生等を対象に教職セミナーを実施し、延べ866名が受講した。 ・ 「講座を通して、教員になりたいという気持ちが高まりましたか」という受講者アンケートの肯定的な回答が96.2%となった。
今後の取組方針	・ より教員の魅力を感じることができる講座内容等を検討する。
取組6 かながわ学校管理職育成指針の運用	
主な取組	・ 「かながわ学校管理職育成指針」に基づき、県立学校及び市町村立学校（政令市を除く）に対して、対象者自身によるセルフチェックシートを用いた自己分析、上位職等による面接を通じた指導・助言、それらを参考にした研修受講・職場実践を実施するよう促し、計画的かつ一貫した管理職等の人材育成を推進した。 ・ 令和7年2月の国指針改正により、学校における働き方改革を具体的に進めることも課題意識の一つとして持つことが重要であると示されたことを受け、同指針を改定した。

⁴¹ かながわティーチャーズカレッジ

教員志望者に対して、指導主事等の講座や学校現場の体験を通し、教職に求められる使命感と責任感を持ち、多様な教育的ニーズに対応する実践力の向上を図るとともに、神奈川県教育の理解を深めることを目的に、平成20年度から実施。

⁴² フレッシュティーチャーズキャンプ

採用前研修として、新規採用予定者が任意で参加する研修で、着任に当たっての不安解消を図るとともに、神奈川県教育に関する理解や、教育公務員としての自覚・意欲を高めるため、教員として直ちに必要となる技能・知識や実践力を習得し、教員生活がスムーズにスタートできるよう平成20年度から実施。

⁴³ 高校生のための教職セミナー

教員に興味・関心のある高校生に対して、キャリア教育の一環として、講座の受講やグループ活動等を通して、教職への理解を深め、その資質や意欲の向上を図ることにより、将来の神奈川の教員、次世代を担うべき優秀な人材を育成することを目的に、平成27年度から実施。

今 後 の 取 組 方 針	・ 改定した「かながわ学校管理職育成指針」に基づき、学校における働き方改革に係る内容を含め、管理職等のマネジメント研修の充実を図る。
------------------	--

② 県教育委員会の不祥事防止の取組

取組 1 不祥事防止の取組	
主 な 取 組	・ 性犯罪・性暴力等事案の根絶を最重要課題として、「わいせつ事案防止対策有識者会議」から出された提言に基づく取組を継続し、その定着を図った。令和7年度は、警察OBを講師に迎え、逮捕による影響等を理解するための映像研修を実施したほか、市町村立学校（政令市を除く）を訪問し、学校長等と意見交換を行うなどの新たな取組も実施した。 【懲戒処分の状況（服務監督責任により処分を受けたものを除く。）】 県教育委員会の懲戒処分の推移 ※ 県及び市町村（政令市を除く）の懲戒処分件数。 ※ 令和5年度の懲戒処分件数は18件となり、過去5年で最多。 ※ その内、性犯罪・性暴力等事案は不祥事ゼロ運動を開始した平成18年度以降、最多の11件であった。
今 後 の 取 組 方 針	・ 性犯罪・性暴力等事案の根絶を最重要課題として、従来の取組を粘り強く実施していくことに加えて、令和8年12月に施行される「こども性暴力防止法（通称）」⁴⁴に基づく、教職員の犯罪事実確認や研修等の必要な防止措置に的確に対応するなど、児童生徒性暴力等の防止に徹底して取り組んでいく。

2 学校支援や教職員研修に関するセンター機能の充実と強化

① 教職員研修の充実

取組 1 効果的・効率的な研修の実施に向けた取組	
主 な 取 組	・ 令和7年度から国の研修履歴システムを本格的に運用し、研修履歴の蓄積を進めるとともに、教職員の主体的な学びの推進を図るために研修履歴を活用することについて、リーフレットを用いて各学校等に積極的に周知を行った。 ・ 教育人材の確保に対応するため、いわゆるペーパーティーチャー⁴⁵向けの研修を実施し、151名が受講した。 ・ カリキュラム・コンサルタント事業⁴⁶を積極的に活用し、各学校のニーズを踏まえた指導・助言等の支援を行った。
今 後 の 取 組 方 針	・ 教員自らが受講履歴を活用し、個別最適な研修受講ができるよう、引き続き支援し、教員の主体的な学びの推進を図る。

⁴⁴ こども性暴力防止法（通称）

正式名称を「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」と言い、子どもへの性暴力を防ぐため、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認等の取組を義務付ける法律。

⁴⁵ ペーパーティーチャー

教員免許を取得したもの、教職に就かなかった者や、教育現場から長らく離れている教員経験者を総称して言う。

⁴⁶ カリキュラム・コンサルタント事業

各学校や教育関係機関からの依頼に応じて、県立総合教育センター所員を派遣し、講演や指導・助言を通して、学校経営や学習指導、児童・生徒指導の取組等の支援を行う事業。

	・ ペーパーティーチャー向けの研修内容を更に充実させるとともに、各地域にサテライト会場を設ける等、より受講しやすい環境を整える。 ・ 各学校の校内研修の充実に向け、指導主事の訪問機会を増やす等、カリキュラム・コンサルタント事業の内容をより効果的なものにする。
--	--

3 信頼に根ざした活力と魅力にあふれた学校づくり

① 中学校夜間学級⁴⁷の設置支援

取組1 中学校夜間学級の円滑な運営	
主な取組	・ 県及び市町村教育委員会の主管課長による「教育機会確保に関する連絡協議会」を3回開催し、中学校夜間学級等に関する情報を共有するとともに、多様な学びの場の確保について協議した。 ・ 「相模原市立夜間中学広域連携協議会」を3回開催し、相模原市教育委員会、関係市町村教育委員会及び設置場所である、県立神奈川総合産業高等学校との協議を継続的に行った。また、在住市教育委員会担当者と夜間学級職員の情報交換及び在住市教育委員会担当者による生徒面談を2回実施した。 ・ 相模原市が設置する中学校夜間学級では、相模原市以外の市町村（横浜市、川崎市を除く）からも通学することができる広域的なしくみを取り入れており、17市町村が参加している。
今後の取組方針	・ 「県教育委員会と自主夜間中学との意見交換会」を定期的に行い、自主夜間中学との連携を強化することで、多様な学びの場の確保に努める。 ・ 令和9年度の入学希望者募集に向けて、中学校夜間学級での学びを必要とする方に情報が届くよう、効果的な広報活動について、相模原市教育委員会及び関係市町村教育委員会と検討・協議する。 ・ 中学校夜間学級の広域的なしくみに参加する市町村を17市町村から更に拡大していくため、引き続き、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で参加を促すとともに、相模原市の中学校夜間学級の状況を共有し、新たな設置について検討するよう、市町村（政令市を除く）に対し、積極的に働きかけていく。

② 公立高校入学者選抜の実施・改善

取組1 学力検査採点業務等の改善	
主な取組	・ 過去に発生した採点誤りの再発防止を図るため、採点業務に係る研修会を実施した。 ・ 検査問題の質を確保しつつ、より一層採点誤りを起こしにくい問題となるよう、作問を工夫した。 ・ 令和8年度入学者選抜（令和7年度実施）において、県教育委員会による抽出再点検を合格発表前に実施し、採点誤りが無いことを確認した。
今後の取組方針	・ 基本マニュアルに基づく適切な採点を徹底した上で、県教育委員会による抽出再点検を合格発表前に実施することで、採点誤りを未然に防止する。 ・ 誤りのない入学者選抜を継続して実施していくため、必要に応じて基本マニュアルの見直しと、採点・点検・照合方法の周知徹底に取り組む。
取組2 入学者選抜インターネット出願システムの運用	
主な取組	・ 令和8年度入学者選抜（令和7年度実施）においては、システム利用の流れがより分かりやすくなるよう、案内資料を見直した。また、システムを安定的に稼働させ、適切な運用を行った。

⁴⁷ 中学校夜間学級

様々な事情により中学校を卒業していない方々を対象に、中学校卒業資格を取得することを目的に義務教育の機会を提供するもの。夜間中学校ともいう。

今 後 の 取 組 方 針	・ 令和9年度入学者選抜に向けて、引き続きシステムを安定稼働させる。
------------------	------------------------------------

③ 県立高校改革の推進

取組1 県立高校改革実施計画（全体） ⁴⁸ 及び同（Ⅲ期）の推進・普及									
主 な 取 組	・ 令和8年度再編・統合対象校2校及び学科改編対象校2校の設置に向けて、施設整備に取り組むとともに、設置に向けた準備を行った。 ・ 令和9年度再編・統合対象校3校の新たな教育活動の開始に向けて、設置の目的や教育課程など、学校づくりを進める上での指針となる設置計画を策定した。 ・ 県立高校進学希望者等に県立高校改革の取組内容等が伝わるよう、ホームページを活用した周知に取り組んだ。 ・ Ⅲ期計画を一部改定し、令和9年度までの計画期間中に再編・統合の準備に着手し、計画期間外に新校を設置するもの（期外）を公表した。Ⅲ期計画の一部改定にあたっては、国・公立中学校長、市町村教育委員会を対象とした説明会を開催した。 ・ 令和8年度再編・統合対象校については、県教育委員会の策定したスクールミッションに基づき、各校でスクールポリシーを策定した。 【令和8年度開校に向けて再編・統合及び学科改編に取り組んだ県立高校】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>再編・統合後</th><th>再編・統合前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県立青葉総合高等学校 ・総合学科（クリエイティブスクール）</td><td>県立田奈高等学校 ・普通科（クリエイティブスクール）</td></tr> <tr> <td>県立麻生総合高等学校 ・総合学科</td></tr> <tr> <td rowspan="2">県立小田原北高等学校 ・普通科（クリエイティブスクール） ・機械科 ・電気科 ・建設科 ・デザイン科</td><td>県立小田原城北工業高等学校 ・機械科 ・建設科 ・電気科 ・デザイン科</td></tr> <tr> <td>県立大井高等学校 ・普通科（クリエイティブスクール）</td></tr> </tbody> </table> ※ 再編・統合前に入学した生徒が新校に在籍する間に存続する課程は除く。また、県立麻生総合高等学校は令和10年3月31日まで存続する。	再編・統合後	再編・統合前	県立青葉総合高等学校 ・総合学科（クリエイティブスクール）	県立田奈高等学校 ・普通科（クリエイティブスクール）	県立麻生総合高等学校 ・総合学科	県立小田原北高等学校 ・普通科（クリエイティブスクール） ・機械科 ・電気科 ・建設科 ・デザイン科	県立小田原城北工業高等学校 ・機械科 ・建設科 ・電気科 ・デザイン科	県立大井高等学校 ・普通科（クリエイティブスクール）
再編・統合後	再編・統合前								
県立青葉総合高等学校 ・総合学科（クリエイティブスクール）	県立田奈高等学校 ・普通科（クリエイティブスクール）								
	県立麻生総合高等学校 ・総合学科								
県立小田原北高等学校 ・普通科（クリエイティブスクール） ・機械科 ・電気科 ・建設科 ・デザイン科	県立小田原城北工業高等学校 ・機械科 ・建設科 ・電気科 ・デザイン科								
	県立大井高等学校 ・普通科（クリエイティブスクール）								

⁴⁸ 県立高校改革実施計画（全体）

計画期間（平成28年度から令和9年度）の全体にわたる改革内容とともに、今後の展望を示した計画。

		<table><tr><th>学科改編後</th><th>学科改編前</th></tr><tr><td>県立神奈川工業高等学校 (定時制) ・ 普通科 ・ 機械科 ・ 電気科 ・ 建設科</td><td>県立神奈川工業高等学校 (定時制) ・ 機械科 ・ 建設科 ・ 電気科</td></tr><tr><td>県立神奈川総合産業高等学校 (定時制) ・ 普通科</td><td>県立神奈川総合産業高等学校 (定時制) ・ 総合学科</td></tr></table>	学科改編後	学科改編前	県立神奈川工業高等学校 (定時制) ・ 普通科 ・ 機械科 ・ 電気科 ・ 建設科	県立神奈川工業高等学校 (定時制) ・ 機械科 ・ 建設科 ・ 電気科	県立神奈川総合産業高等学校 (定時制) ・ 普通科	県立神奈川総合産業高等学校 (定時制) ・ 総合学科
学科改編後	学科改編前							
県立神奈川工業高等学校 (定時制) ・ 普通科 ・ 機械科 ・ 電気科 ・ 建設科	県立神奈川工業高等学校 (定時制) ・ 機械科 ・ 建設科 ・ 電気科							
県立神奈川総合産業高等学校 (定時制) ・ 普通科	県立神奈川総合産業高等学校 (定時制) ・ 総合学科							
※ 学科改編前に入学した生徒が在籍する間に存続する課程は除く。								
今 後 の 取 組 方 針	・ 県立高校進学希望者等に県立高校改革の取組内容等がより広く周知されるよう、引き続きホームページを活用した周知に取り組む。 ・ 教育の質の充実、学校経営力の向上により、魅力と活力にあふれる県立高校づくりを進めるとともに、県立高校への進学を希望する中学生のより良い学びの実現に向けて、県立高校改革実施計画に基づく取組を引き続き実施する。 ・ 令和9年度の再編・統合対象校について、新校準備委員会の設置など、着実に準備を進める。							
取組2 国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）に対する取組								
主 な 取 組	・ 国が令和8年2月に策定した「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」（以下、「基本方針」という）の実現に向け、各都道府県の高校教育改革を先導する拠点校の支援等を行うため措置した補正予算に対応し、高等学校等教育改革促進基金を設置するとともに、高校教育改革を先導する拠点校選定の検討等を行った。							
今 後 の 取 組 方 針	・ 先導する拠点校の公募を行う国の「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」に申請し、採択された場合は下記の事業を推進する。 【各類型の取組】 ・ 未来を担うアドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成の取組を早期に実現するため、拠点校において、データ活用の学びやプロジェクト学習に取り組むとともに、その成果を県立高校専門学科へ展開するモデルを構築する。 ・ 未来を担う理数系人材育成の取組を早期に実現するため、拠点校において、文理横断的な学びを中核とした普通科改革を進めるとともに、その成果を県立高校普通科へ展開するモデルを構築する。 ・ 多様な学習ニーズに対応した教育機会を確保する取組を早期に実現するため、拠点校において、遠隔プラットフォームを構築し、他校の生徒と協働的で探究的な学びを実現するとともに、その成果を県立高校へ展開するモデルを構築する。 ・ 国の基本方針が各都道府県に求める高校教育改革実行計画（仮称）の策定に向け、先導拠点校の取組等も踏まえ、知事部局と連携しながら検討を進める。							

④ 県立特別支援学校の教育環境の整備

取組1 県立特別支援学校の整備

主 な 取 組	・ 横浜東部方面特別支援学校の整備として、旧菅田小学校跡地に県立特別支援学校（知的障害教育部門及び肢体不自由教育部門）を新設するため、調査設計を行った。 ・ 川崎南部方面特別支援学校の整備として、旧河原町小学校跡地に県立特別支援学校（知的障害教育部門）を新設するため、基本・実施設計を行った。 ・ 湘南方面特別支援学校の整備として、県立総合教育センター旧亀井野庁舎を増改築し、肢体不自由教育部門を設置するため、一部工事契約を行った。
---------	--

今 後 の 取 組 方 針	・ 特別支援教育を必要とする子どもたちの増加や、障害の重度・重複化、多様化等へ対応するため、引き続き「かながわ特別支援教育推進指針」に沿って、整備を進める。
取組2 スクールバス等による通学の支援	
主 な 取 組	・ 県立特別支援学校に通う児童・生徒の教育を受ける機会及び安全な通学を保障するため、スクールバス131台を配備・運行し、児童・生徒2,195人の通学を支援した。 ・ 高等部知的障害教育部門に在籍する生徒のうち、自力通学は困難だが、見守りがあれば路線バスを利用した通学が可能な生徒が在籍する16校に通学支援員を配置した。 ・ 自力通学が困難かつスクールバスの乗車が必要な高等部知的障害教育部門の生徒については、各学校の通学支援の取組状況を把握し、マイクロバス29台を配車することで対応した。 ・ 県立特別支援学校のスクールバス7台にGPSを試行的に導入した。
今 後 の 取 組 方 針	・ 障害のある児童・生徒の教育を受ける機会及び安全な通学を保障するため、引き続き、スクールバスの運行等を行う。 ・ 各学校の通学支援の取組状況を会議等において共有することで、引き続き高等部知的障害教育部門の生徒に対する通学支援の充実を図る。 ・ 令和8年度は、スクールバスの待ち時間を短縮できるよう、すべてのバスにGPSを搭載し、保護者がバスの現在地を確認できるようにする。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 学校における働き方改革を進め、かながわの人づくりを担う教職員の確保・育成と信頼に根ざした活力と魅力あふれる学校づくりを推進していることは評価したい。しかし、公立学校教員採用候補者選考試験の応募倍率が年々減少しており、優秀な教職員の確保が課題といえる。

【中柱1—①について】

- 大学における教員採用の説明会は効果的だと思われるので、今後も継続させ、説明形態・方法に更なる工夫を検討してほしい。特に本県は東京都との関係を十分意識して、採用方法・時期等を更に工夫することも課題になる。

【中柱1—②について】

- 新たに警察OBを講師に迎えて不祥事防止の研修を行うなど最重要課題として取り組んだことは評価できる。しかし、県教育委員会の懲戒処分の推移をみると昨年より増えており、研修の充実や、性暴力等を発生させにくい職場環境や職務の見直しの検討などとともに、今後の「こども性暴力防止法」に基づく徹底した取組に期待したい。

【中柱2—①について】

- ペーパーティーチャー研修は時期を的確にとらえた取組となり、ニーズに応えることができた。

【中柱3—①について】

- 「教育機会確保に関する連絡協議会」を開催し、中学校夜間学級等に関する情報を共有し、多様な学びについて協議したことは評価できる。また、相模原市が設置する中学校夜間学級は相模原市以外の市町村からも通学できる広域的なしくみであり、今後の取組に期待したい。

- 学びの機会の保障の観点からも、夜間中学校の重要性が指摘されることから、相模原市の夜間中学校の運用を踏まえた新たな夜間中学校の設置を促してほしい。

【中柱3—③について】

- 県立高校改革実施計画を着実に進めるとともに、国の「高校教育改革に関する基本方針」に沿って、改革を先導する拠点校の取組を踏まえ、県全体として魅力ある高校づくりを推進してほしい。
- 県立高校の再編・統合に際しては特色づくりによる新たな魅力の創出に努めてほしい。